

## 生活福祉資金貸付事業

生活福祉資金とは、低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対して、必要な資金の貸付と民生委員及び社会福祉協議会（社協）が必要な援助指導を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を送ることができるよう支援をすることを目的とする貸付制度です。お困りの方がみえましたら、お気軽にご相談ください。

### 制度の特長・基本事項

#### ◆民生委員が援助活動を行います

世帯の生活の安定を図ることを目的に、お住まいの地域を担当する民生委員がご相談からお申込み、返済に至るまで、様々な過程で継続して援助活動を行っていきます。

#### ◆他制度が優先です

他制度が利用できる場合にはそちらが優先となります。お申込みの際に他制度の利用の可否について確認させていただきます。

#### ◆所得基準を設けています

対象世帯ごとに所得基準を設けています。世帯の所得が多い場合には貸付対象とならない場合もあります。

#### ◆返済義務を伴います

この制度は「貸付制度」であり、返済していただく義務があります。このため貸付金の利用目的だけでなく、借受人、連帯借受人及び連帯保証人の返済能力も含めて審査を行います。

### ご利用対象

#### ◆他制度による受給や借入が困難な低所得世帯

#### ◆65歳以上の高齢者とともに生活している世帯

#### ◆身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人のいる世帯

### 資金の種類

#### 1. 総合支援資金

資金の貸付と民生委員及び社会福祉協議会が行う必要な相談支援により、その経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とします。

資金の種類		限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	保証人
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(単身)月 15 万円以内 (二人以上)月 20 万円以内 ※貸付期間：原則 3 ヶ月（最長 12 ヶ月）	最終貸付日から 6 ヶ月以内	据置期間 経過後 10 年以内	保証人あり：無利子	原則必要 ただし、保証人なしでも貸付可
		保証人なし：年 1.5%				
住宅入居費	敷金・礼金等、住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40 万円以内	貸付の日（生活支援費と併せて貸し			

一時生活 再建費	生活を再建する ために一時的に 必要かつ日常生活 費で賄うこと が困難である費用	60万円以内	付けている場合は、 生活支援 費の最終 貸付日)から6ヶ月 以内			
-------------	--	--------	--	--	--	--

## 2. 福祉資金

この資金は、低所得者や障がい者・高齢者世帯を対象に、必要な資金の貸付と民生委員による相談支援を行い、生活の安定を目指すことを目的としています。

資金の種類		限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	保証人
福祉費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生業を営むために必要な経費</li> <li>・ 技能習得に必要な経費</li> <li>・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費</li> <li>・ 福祉用具等の購入に必要な経費</li> <li>・ 障がい者用自動車の購入に必要な経費</li> <li>・ 中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費</li> <li>・ その他、日常生活上一時的に必要な経費</li> </ul>	580万円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定	最終貸付日から6ヶ月以内	据置期間経過後20年以内	保証人あり：無利子  保証人なし：年1.5%	原則必要 ただし、保証人なしでも貸付可
緊急小口 資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場	10万円以内	貸付の日から2ヶ月以内	据置期間経過後12ヶ月以内	無利子	不要

	合に貸し付ける 少額の費用					
--	------------------	--	--	--	--	--

### 3. 教育支援資金

低所得世帯に属するものに対し、高等学校や専門学校、短期大学や大学に就学するのに必要な経費や入学に際し必要な経費の貸付を行います。

資金の種類		限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
教育支援費	学校の授業料などに必要な費用	高校:月 3.5 万円以内 高専:月 6 万円以内 短大:月 6 万円以内 大学:月 6.5 万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記各上限額の 1.5 倍まで貸付可能	卒業後 6 ヶ月以内	据置期間 経過後 20 年以内	無利子	不要 ※世帯内で連帯借受人が必要
就学支援費	学校に入学する際に必要な費用	50 万円以内				

### 4. 不動産担保型生活資金

現在、暮らしている自己所有の不動産（土地・家屋）に、今後も将来にわたって住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、その不動産を担保提供していただき生活資金の貸付を行います。

資金の種類		限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の 70% 程度。 ・月額 30 万円以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	契約終了後 3 ヶ月以内	据置期間 終了時	年 3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	要 ※推定相続人中から選任
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地及び建物の評価額の 70%程度(集合住宅の場合は 50%)。 ・生活扶助額の 1.5 倍以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利				不要

		金が貸付限度額に達するまでの期間				
--	--	------------------	--	--	--	--

#### 相談・貸付から返済までの流れ

①相談	社協または各地区の民生委員までご相談ください。
②申請書類の準備	借入申込書に記入し、資金種類に応じて必要な書類を整えていただきます。書類は、後日に追加をお願いすることがあります。
③申込み	②で整えていただいた書類を社協まで提出してください。社協より県社協の方に送付いたします。
④審査	県社協にて審査を行います。審査結果により、貸付ができない場合もあります。
⑤貸付決定	本人に文書にて通知します。
⑥借用書類作成	借用書類を整えて提出していただきます。借受人や連帯保証人等の自筆の署名、実印の押印、印鑑登録証明書などが必要です。詳細は、社協より提示いたします。
⑦資金交付	指定いただいた口座にお金が入金されます。
⑧返済	据置期間後に返済が開始されます。
⑨返済完了	返済完了通知とともに、借用書類を返却します。

※ご本人の状況（他制度の利用状況等）や資金の種類等により、③申込みから⑦資金交付までの期間が異なります。1ヶ月以上かかることもありますので、ご了承ください。

#### 返済方法について

- ・元利金等の月賦返済です。
- ・返済は、原則として金融機関からの口座引落としをご利用いただきます（郵便局からの払込みをご利用いただくこともできます）。

申込・問い合わせ先      坂祝町社会福祉協議会   生活支援課   TEL   0574-27-1222